

# 那覇南部、中部、北部、宮古、八重山地区

の5会場にて各2回実施致します。

令和7年7月18日

LPガス販売事業所 各位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会  
LPガス部会  
部会長 福原 徹  
(公印省略)

液化石油ガス法第18条の従事者保安教育として実施する講習会です。

## LPガス販売事業所従事者保安教育講習会

さて、みだしの件につきまして、下記の通り液化石油ガス法第18条に基づくLPガス販売事業所従事者保安教育講習会を実施致します。

つきましては、業務多忙のこととは存じますが、関係事業所は積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

**※高圧ガス容器を積載した車両で  
来場した場合は受講出来ません!**

### 1. 開催日程等

開催地区	開催日時	開催会場	定員
北部地区	令和7年 8月15日 9:30~12:00	沖縄北部雇用能力開発総合センター (ポリテクセンター) 1階 多目的ホール	50名
	13:30~16:00		50名
那覇・南部地区	令和7年 8月19日 9:30~12:00	沖縄産業支援センター(1階大ホール)	180名
	13:30~16:00		180名
宮古地区	令和7年 8月21日 9:30~12:00	沖縄県宮古事務所(2階大会議室)	40名
	13:30~16:00		40名
八重山地区	令和7年 8月22日 9:30~12:00	沖縄県八重山事務所(2階大会議室)	40名
	13:30~16:00		40名
中部地区	令和7年 8月27日 9:30~12:00	うるマルシェ(2階会議室)	70名
	13:30~16:00		70名

### 1. 申込方法 :

受講を希望される方は、当協会HPより必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。  
講習案内は(一社)沖縄県高圧ガス保安協会のHPに掲載。

※ お問い合わせは、電話 098(858)9562  
業務課



沖縄高圧ガス保安協会サイト

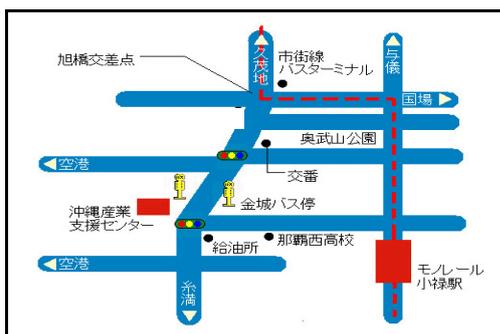
### 2. 受講対象者 全従業員(代表者、業務主任者及び代理者は除く)

3. 講習内容 (仮)
- ① 沖縄県からのお知らせ (商慣行への対応)
  - ② 液石法改正省令「商慣行是正」について
  - ③ LPガス業界の保安動向について
  - ④ LPガス事故事例及び保安に関する情報
    - ・ 県内事故事例、法令違反事例 (県内、県外)
    - ・ 高圧ガス放置容器について (容器管理の徹底)
    - ・ 炭化水素系冷媒に関する法規制について
    - ・ LPガスの化学物質規制について
    - ・ 協会への保安に関する問い合わせ事項 (Q&A)
  - ⑤ お客様相談事例について
  - ⑥ 需要開発への取り組み
4. 受講料 3,000円 (受講料は当日会場にてお支払い下さい)
5. 持参するもの 筆記具

## 各講習会場地図

### 1. 那覇・南部地区 (沖縄産業支援センター)

〒901-0152 那覇市字小禄 1831 番地 1



### 2. 中部地区 (うるマルシエ)

〒904-2235 うるま市前原 183-2



### 3. 北部地区 (北部雇用能力開発総合センター)

〒905-2172 名護市豊原 224 番地 3



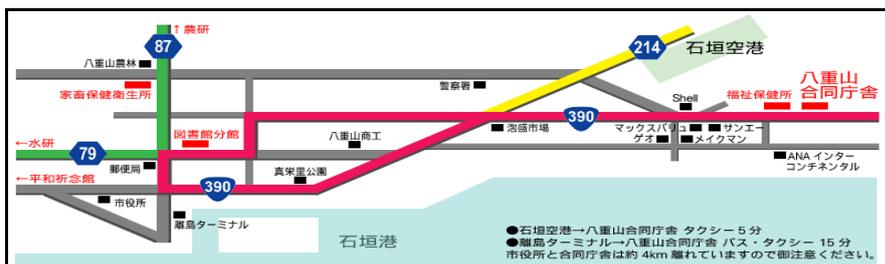
### 4. 宮古地区 (沖縄県宮古事務所)

〒906-0012 宮古島市平良西里 1125



### 5. 八重山地区 (沖縄県八重山事務所)

〒907-0002 石垣市真栄里 438-1



## 液化石油ガス法 第18条関係

### 保安教育について

液石法関係の運用及び解釈について（通達）

「**保安教育としては、**少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であることとして指導されたい。

商産第1159号  
平成26年9月8日

一般社団法人  
沖縄県高圧ガス保安協会  
会長 渡口彦則 殿

沖縄県商工労働部  
産業政策課長



液化石油ガス販売事業者における保安教育について（依頼）

平素から本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第18条では、販売事業者はLPガスの災害を防止するためにLPガスを取り扱う全ての従業者に対して、保安に必要な知識を身につけ、実践できるよう保安教育の義務化を規定しております。

沖縄県では、昨年度、一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しており、保安業務及びそれを行う従業者に対する保安教育への取り組みが今後ますます重要となります。

つきましては、貴協会会員の皆様方に貴協会が開催する保安教育講習会への参加や自社での保安教育の計画的な実施を通じて、保安教育の徹底がより一層図られることを周知していただけるようお願い申し上げます。